

議案第49号

町有財産の取得について

株式会社リバーサイド三根の所有する財産を下記のとおり取得したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 購入物件 | ・クラブハウス
・コース管理施設
・河川敷ゴルフ場
・機器類 |
| 2 取得予定価格 | 191,454,681円
(うち消費税額等 17,404,971円) |
| 3 契約の相手方 | 佐賀県三養基郡みやき町大字西島3317番地
株式会社リバーサイド三根
代表取締役 岡 毅 |

令和 7年 9月 1日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

売買仮契約書



株式会社リバーサイド三根（以下「甲」という。）とみやき町（以下「乙」という。）は、乙が施行する三根地区筑後川河川敷の利活用事業に供する目的をもって、下記の条項のとおり売買契約を締結する。

（目的及び売買代金）

第1条 甲は、その所有する別紙1、2の各物件目録記載の財産（以下、別紙1、2の各物件の総称を「売買財産」、別紙1物件目録記載の財産を「売買財産1」、別紙2物件目録記載の財産を「売買財産2」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを金 191,454,681円（うち消費税額等17,404,971円）（以下「売買代金」という。）で買い受けるものとする。

（売買代金の支払）

第2条 乙は甲に対し、本契約締結から30日以内に、前条に定める売買代金を支払うものとする。

（登記手続き）

第3条 甲は乙に対し、本契約締結後、売買財産1のうち別紙1物件目録（建物）2記載のコース管理施設につき令和7年12月末までに所有権移転登記手続きを行う。

2 所有権移転登記手続きに要する費用は乙の負担とする。

3 第1項に定める登記手続きについては、その登記手続きに必要な書類一式を交付することをもってこれに代えることができる。

（引渡し）

第4条 甲は乙に対し、第2条に定める売買代金の支払いと引き換えに、売買財産を現状有姿のまま引き渡す。

（担保権等の抹消）

第5条 甲は乙に対し、第4条に定める所有権移転登記手続きを行うまでに、売買財産について抵当権、質権、先取特権及び賃借権等の乙の完全なる所有権の行使を妨げる一切の負担を抹消しなければならない。

（契約不適合責任）

第6条 乙は、本件目的物が契約内容に適合しない場合、適合しないことを知った時から1年以内に甲にその旨通知し、かつ相当の期間を定めて履行の追完を催告した場合に限り、履行の追完を請求することができる。

2 前項の催告にもかかわらず、乙が定めた期間に甲が追完しない場合、乙は、甲に対し不適合の内容に応じた代金の減額を請求できる。

3 本条の規定は、乙による損害賠償請求又は解除を妨げない。

（所有権の移転等）

第7条 売買財産の所有権は、みやき町議会の議決を得たときに甲から乙へ移転する。ただし、甲が実施するゴルフ場運営期間（運営委託期間を含む）においては、甲または甲が委託している者に対し、売買財産の使用を認めるものとする。

(行為の制限)

第8条 甲は、本契約締結から売買財産を乙に引き渡すまでの間、乙の同意なくして、売買財産の形質の変更をしてはならない。ただし、破損等がみられる場合についてはその限りではない。

(危険負担)

第9条 本契約締結後から売買財産の引渡しまでの間に、売買財産の一部又は全部が甲又は乙の責に帰することができない事由により滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損による危険は甲が負担する。

(公租公課)

第10条 売買財産に関する公租公課その他の賦課金は、売買財産の所有権移転完了の属する年度までの分については、甲の負担とする。

(費用の負担)

第11条 この契約書の作成に要する印紙代は、甲の負担とする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとし、万一違背した場合は、これによって生じた損害を相手方に賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

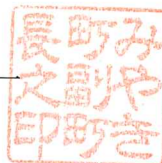
(経過措置)

第14条 この仮契約書は、この契約締結に係るみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和 7 年 8 月 21 日

甲	住 所	佐賀県三養基郡みやき町大字西島 3317 番地		
	氏 名	株式会社リバーサイド三根	代表取締役	岡 毅
乙	住 所	佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 737 番地 5		
	氏 名	みやき町長	岡 毅	
	代理	みやき町副町長 古川 修		



(別紙1)

物 件 目 録 (建物)

1 . クラブハウス

(所在地) 佐賀県三養基郡みやき町大字西島字土居副3317番地

(種 類) 店舗

(構 造) 軽量鉄骨系プレハブ

(床面積) 1階 206.41㎡

2階 157.34㎡

2 コース管理施設

(1) (所在地) 佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺字七本杉1939番地1

(種 類) 倉庫

(構 造) 軽量鉄骨系プレハブ

(床面積) 185.16㎡

(2) (所在地) 佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺字七本杉1930番地

(種 類) 倉庫

(構 造) 軽量鉄骨系プレハブ

(床面積) 39.92㎡

(3) (所在地) 佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺字七本杉1941番地

(種 類) 倉庫

(構 造) 軽量鉄骨系プレハブ

(床面積) 50.28㎡

(4) (所在地) 佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺字七本杉1941番地

(種 類) 倉庫

(構 造) コンクリートブロック積

(床面積) 8.86㎡

(別紙2)

設備等物件目録

1 本別紙2添付の「平面図」にて青色で示された土地(河川敷公園(ゴルフ場))上に
存置されている工作物その他設備一式(工作物等の具体的内容については、本別紙2添
付の別紙1に記載されているものとする。)

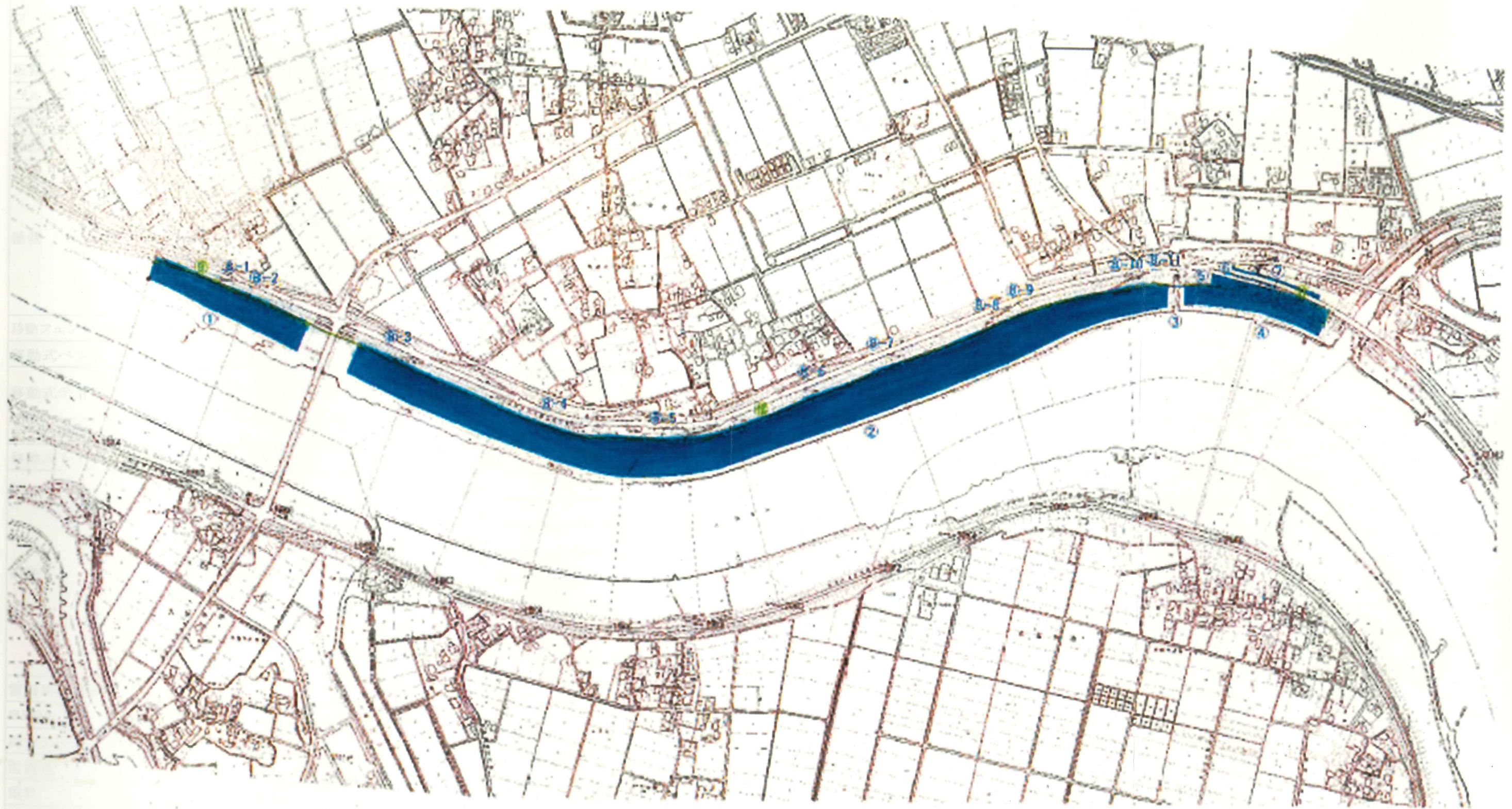
2 別紙1物件目録(建物)「1 クラブハウス」内に存在する以下の物件

- (1) GH-3Bコンプレッサー 1台
- (2) 高浜手引きカート 12台

3 別紙1物件目録(建物)「2 コース管理施設」内に存在する以下の物件

- (1) サンドプロ 1台
- (2) 乗用三連グリーンモア 1台
- (3) Gマスター3100 1台
- (4) 自走式タンク車 1台

平面图 1:1,000



工作物等の構造または能力

名 称	構 造 規 格	数 量
河川敷公園（ゴルフ場）		184,379.15㎡
ゴルフ場	グリーン（ティフトン芝）	グリーン 10箇所
	H=0.5m A=300～500㎡	サブ 9箇所
	ティグラント（ティフトン芝）	ティーG 9箇所
坂路	コンクリート舗装 B=4.0m	120m
ゴルフ場歩経路	アスファルト舗装 T=3cm W=2.1m	30.5m
簡易橋（ゴルフ場通路橋）	BT=スラブ桁 W=3.00m L=17.7m	1基
防球フェンス（堤防天端）	H=3.0m（ナイロン製）	664m
植栽	レッドロビン	40本
	サザンカ	8本
	マメツゲ	0本
	ツツジ	2本
	アベリア	42本
	カイズカ	0本
移動フェンス（高水敷）	H=2.5m W=2.0m	8箇所（108m）
移動式ベンチ	強化プラスチック製 1.5m用	9箇所（11台）
移動式テント	2.7m×1.8m	6箇所
	3.6m×2.7m	1箇所
カート置場	10m×3m	1箇所
移動式トイレ	強化プラスチック製	3箇所
植樹	ケヤキ	6本
	モチ	2本
	栗	0本
	南京ハゼ	8本
	松	0本
	柿	2本
	桜	1本
	梅	0本
雷雨用避難車	ワゴン車	0台
簡易舗装（カート置場横）	アスファルト舗装 t=5cm 18/400km付近	1箇所
緑地公園及び通路		936.27㎡
監視塔	W=3.6m H=2.5m D=1.8m	1箇所
電柱	H=6.0m（114φ）	1箇所
カート通路（砂利敷）	コース内 W=2m L=2,630m	1箇所
	堤防側 W=5m L=2,600m	1箇所

